

2020年10月20日

教職員各位

新型コロナウイルス緊急対策本部

教職員の感染防止対策について (9月16日からの更新)

表題の件について、更新しましたのでお知らせいたします。引き続き教職員から感染者が出ないように注意していただくとともに、皆さん自身が無症状でも感染している可能性があることを前提として以下のとおり対応くださいますようお願いいたします。**主な更新箇所は青字部分です。**

なお、授業に関することは、教務部長から随時お知らせしますので、そちらをご確認ください。

記

1 感染防止対策

- ・感染防止の3つの基本に努めてください。
 - ① 身体的距離の確保 ② マスクの着用 ③ 手洗い
- ・人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けるようにしてください。
- ・大学の建物内ではマスクを着けてください。マスクについてお困りの方は、大学保健センターにご相談ください。
- ・他人と共用するものは、できるだけ使用しないでください。使用した際は、手洗いに努めるなどしてください。
- ・クラスターの発生防止のため、人が集まって会話が交わされるようなことはなるべく避けてください。会議等の開催は、メール審議やオンライン会議等の代替手段を検討し、教職員の健康を最優先に考慮し、適切な手段で業務を継続してください。（※オンライン会議の注意事項は以下6を参照ください。）
- ・業務外においても外出時には3密を避け、接待やお酒を伴う飲食店・カラオケ・多人数での会食など感染リスクが高い場所への立ち入りは避けてください。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールされていない方は、インストールすることをお奨めします。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- ・その他、以下の「新しい生活様式」を参照してください。
厚生労働省 HP より 「新しい生活様式」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

2 体調管理および記録の作成

- ・濃厚接触者として2週間の自宅待機を保健所から指示される学生が複数人出てきています。全教職員は、毎日体温を測定し、本学様式「体調確認シート業務行動歴」（4月8日・6月24日一斉メールに添付）を記録してください。学内で陽性者が出た場合は、大学が提出を求めることがあります。

- ・私生活の詳しい行動記録を大学が求めることはありませんが、保健所から求められた際に過去の行動履歴等を答えられるように日頃から記録しておいてください。

3 感染が疑われる症状が出た時の対応

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱・咳 **が続く**などの症状がある方は出勤禁止とします。該当者はすみやかに大学保健センターに連絡してください。
- ・症状が治まっても許可がないと出勤できませんので、大学保健センターに連絡してください。症状をみて出勤を許可します。それまでは在宅で仕事をしてください。
- ・息苦しさ・強いだるさ・高熱等の強い症状のいずれかがある方、発熱や咳などの軽い風邪症状が続いている方、持病や年齢により重症化しやすい方で発熱や咳などの軽い風邪症状がある方は、すぐに帰国者・接触者相談センターに相談してください。これらに該当しなくても相談は可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

- ・その他の症状については、大学保健センターまたは医療機関にご相談ください。
- ・愛知県のコロナ対策の指標が、**厳重警戒（オレンジ）**または**危険（レッド）**の時に、同居の家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱症状がある場合も出勤禁止とします。家族の症状が治まる**または家族が医療機関で診察を受けコロナによる症状でないことを確認した上で出勤してください**。それまでは在宅で仕事をしてください。
なお、愛知県のコロナ対策の指標が警戒（イエロー）以下の時に、家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱症状がある場合は出勤禁止とはしませんが、感染予防を十二分に施し業務にあたってください。

4 濃厚接触者に該当すると保健所から連絡があった場合の対応

- ・保健所の指示に従って自宅待機してください。出勤禁止としますので在宅で仕事をしてください。
- ・該当者は速やかに大学保健センターへ連絡してください。
- ・なお、同居の家族が濃厚接触者に該当した場合は、該当者の PCR 検査結果が陰性であり症状が無ければ出勤しても構いませんが、陰性であっても症状がある場合は出勤禁止とします。家族の症状が治まるまでは在宅で仕事をしてください。

5 国内・海外への出張・移動について

- ・国内の出張・移動の自粛は解除していますが、目的地の自治体が出す最新情報を確認し、体調管理と基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・海外への渡航は引き続き禁止します。

6 オンライン会議の注意事項について

- ・オンライン会議のツールには、セキュリティ等の配慮から、本学が契約している Google のサービスである「Meet」を使用することを推奨します。ただし、このことはこれ以外のサービスの利用を禁止するものではありません。緊急性・安全性などに配慮してご利用願います。

なお、大学内の回線を使用したオンライン会議は学内サーバーに負荷がかかります。可能な限り、カメラをオフにし出席するなど負荷軽減にご協力をお願いします。特に水曜日4限の教授会の際は、ご協力をお願いします。

- ・会議をオンライン等で行うことに関して、教職員間で知識や技術に差があるかと思いますが、お互いにサポートし合って準備をしていただきますようお願いいたします。
- ・学生・教職員等の個人情報の基本的な考え方および取扱いについては次の通りです。
 - ① 学生・教職員の個人情報を学外に持ち出すことは、原則禁止されています。ただし、大学が提供するKドライブでのファイル共有は持ち出しとはみなしません。
 - ② ファイルには、セキュリティを考慮した適切なパスワードを付してください。
 - ③ ファイルの共有が不要になった際には、速やかに共有を解除してください。
 - ④ ファイルを学外にあるPCなどにダウンロードしないでください。表示された内容をスクリーンショットのような形で保存することも控えてください。
 - ⑤ 家族を含む担当者以外の人物にファイルを閲覧・アクセスさせないよう注意してください。
 - ⑥ 個人情報の取り扱いに関してご不明な点がある場合は、本学個人情報管理責任者（学長補佐・桐原 kirihara@kinjo-u.ac.jp）にご照会ください。

7 その他

- ・本学設備の消毒についての基本的な考え方について

7月1日に緊急対策本部会議で確認されました「7月以降の本学設備の消毒についての基本的な考え方」を別添1の通り更新しました。今後は別添1に基づいて対応をお願いします。※9月16日から変更はありません。

- ・少人数指導および学内施設使用について

7月8日付「施設利用等について」を別添2の通り更新しました。今後は別添2に基づいて対応をお願いします。※9月16日から変更はありません。

以上

2020年 9月16日

教職員各位

新型コロナウイルス緊急対策本部

本学設備の消毒についての基本的な考え方

表題の件について、7月1日に開催された緊急対策本部会議で確認され、関係する教職員の方には、お知らせしていたところです。この度、後期が始まるにあたり、下記下線部を更新し教職員の皆様にお知らせしますので、対応よろしくご願ひ致します。

本件を作成するにあたっては、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」(令和2年6月5日付2文科高第238号)や文部科学省から出されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を参考にしています。

なお、今後の新型コロナウイルスの感染状況や後期授業の開始に伴い変更となる可能性があります。

記

【基本策】 消毒は、マスクを外した状態で過ごす場所、マスク着用であっても声を多く発する場所、多くの人が頻繁に触る箇所を次亜塩素酸ナトリウム水や新型コロナウイルスに有効とされている界面活性剤(NITE発表)を使用し、1日1回以上消毒する。

【具体的場所】 学生食堂の机
昼食を摂る可能性があるラウンジや教室の机
教室の端末操作画面やマイク
パソコン教室等のキーボードやマウス (マスクを外さず、飛沫が飛ばない部屋は消毒不要)
実験実習室の消毒を必要とする備品等 (マスクを外さず、飛沫が飛ばない部屋は消毒不要)
ドアノブやエレベータボタン等の多くの人が頻繁に触る箇所

【参考資料】 「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」抜粋
(一般的な感染予防策(接触・飛沫感染防止策)の徹底)

- ・十分な対人距離の確保を推進する(注意換気の掲示等を通じた啓発を実施)
- ・水と石けんによる手洗いを徹底する
- ・入口及び施設内に、手指の消毒設備を設置する
- ・マスクの着用(教職員、学生等及び入場者に対する周知)を促す
- ・オンライン会議・打合せを最大限活用する
- ・施設の換気を適切に行う(実験施設等にあつては、当該実験等の性質を考慮しつつ、換気設備を適切に運転する、2つの窓を同時に開ける等の工夫を検討)
- ・サークル活動等の課外活動において、学内の施設を利用させる場合にあつても、短時間の利用とすることや、一斉に利用しないなどの工夫を講じる
- ・施設整備(ドアノブ・エレベータボタン等の人が頻繁に触れる箇所)の消毒を実施する
- ・構内に不特定多数の者が制限なく出入りする状態を生まないための措置を講じる(発熱や風邪症状等の疑われる症状のある方の入場制限や、検温の積極的実施等)

(別添2)

2020年 9月16日

教職員各位

新型コロナウイルス緊急対策本部

施設使用等について
(7月8日からの更新)

表題の件について、下記の通り更新しました。今後、新型コロナウイルスが収束したとの判断がされるまで、以下の対応で実施していただきたくお願いいたします。変更箇所は青字部分です。

記

【少人数指導について】

少人数指導の実施に関しては、5月29日付教務部長発の『対面授業および少人数指導に際しての注意事項(ガイドライン)』の1.(3)で示しています。ガイドラインにあります『少人数の範囲』の条件等は廃止しますので、今後は少人数指導に関して申請の必要はありません。

また、7月31日付『学生のキャンパス立ち入り禁止の解除のお知らせ』で、教職員が学生を呼ぶ場合は、一度に呼ぶ学生は5名以下としてください。とありますが、このことについても廃止します。

なお、『記録簿の保管』、『指導で気を付けること』については引き続き対応してください。

【少人数指導以外について】

- ① 少人数指導以外に関しては、大学事務部長を通して学長に申請し許可を得た上で、『学内施設使用願』を提出することになっていましたが、今後は申請の必要はありません。今後は感染症対策を考慮した上で、従前の方法で学内施設を予約することとします。このことは、学内関係者が関わる学外の企画等も同じです。
- ② 以下の『施設使用に伴う感染症対策に関する届』を、施設使用日の2週間前に大学事務部長を通して学長に提出してください。
- ③ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、直前であっても中止等をお願いすることもあり得ます。

施設使用に伴う感染症対策に関する届
(施設使用日の2週間前に提出ください。)

| | |
|-------|---------------------------|
| 使用申請者 | |
| 主催団体名 | |
| 会合の名称 | |
| 使用日 | |
| 時間 | |
| 使用施設名 | |
| 参加者数 | 人 (参加者リストは別に作成し保管してください。) |
| 感染症対策 | |

※ suwa@kinjo-u.ac.jpへ添付書類としてご提出ください。

※ 参加者リストは主催者側で一ヶ月間は保管してください。